

令和3年4月2日

お客さま各位

ローソン銀行とのATM直接提携による
「キャッシュカード規定（法人用）」の一部改正について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫は、令和3年4月5日よりローソン銀行とのATM直接提携を開始することといたしました。

これを踏まえ、「キャッシュカード規定（法人用）」の一部改正を行いますので、下記のとおりお知らせいたします。

改正後の規定は、当金庫ホームページ内「各種規定等のご案内」のキャッシュカード規定（法人用）に掲載させていただきます。

記

1. 改正実施日

令和3年4月5日（月）

2. 改正内容

令和3年4月5日よりローソン銀行のATMにおいて、当金庫の法人用キャッシュカードがご利用いただけるようになります。

<別添>

- ・新旧対照表〔キャッシュカード規定（法人用）〕

以上

新旧対照表
〔キャッシュカード規定（法人用）〕

改正後	改正前	備考
<p>1.（カードの利用）</p> <p>普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下「預金」といいます。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>(1) 当金庫、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合</p> <p>(2) 当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して現金の払戻しをする場合</p> <p>(3) 当金庫および提携金庫の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合</p> <p>(4) その他当金庫所定の取引をする場合</p> <p>2.（預金機による預金の預入れ）から 18.（規定の変更）まで省略</p>	<p>1.（カードの利用）</p> <p>普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下「預金」といいます。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>(1) 当金庫、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）およびゆうちょ銀行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合</p> <p>(2) 当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して現金の払戻しをする場合</p> <p>(3) 当金庫および提携金庫の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合</p> <p>(4) その他当金庫所定の取引をする場合</p> <p>2.（預金機による預金の預入れ）から 18.（規定の変更）まで省略</p>	<p>・取扱いが可能な ATM としてローソン銀行を追加（以下同様）</p>